

議案第135号

湯梨浜町立小学校及び中学校使用料条例等の一部を改正する条例
について

次のとおり、湯梨浜町立小学校及び中学校使用料条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月10日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町立小学校及び中学校使用料条例等の一部を改正する条例

(湯梨浜町立小学校及び中学校使用料条例の一部改正)

第1条 湯梨浜町立小学校及び中学校使用料条例(平成16年湯梨浜町条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 学校校舎等の利用の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の3日(湯梨浜町の休日定める条例(平成16年湯梨浜町条例第2号)第1条第1項に規定する町の休日を除く。以下同じ。)前までに教育委員会の許可を受けなければならない。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 学校校舎等の利用の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の3日前までに教育委員会の許可を受けなければならない。</p>
<p>(利用の取消し)</p> <p>第7条 利用を許可したものであっても、学校管理取締上必要と認めた場合は、いつでもその利用を取り消すこと</p>	<p>(利用の取消し)</p> <p>第7条 利用を許可したものであっても、学校管理取締上必要と認めた場合は、いつでもその利用を取り消すこと</p>

<p>ができる。</p> <p><u>2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わない。</u></p> <p>(使用料の減免) 第9条 略</p> <p>(使用料の不還付) 第10条 <u>既納の使用料は還付しない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>利用しようとする日の3日前までに利用取消しの申出があったとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、学校校舎等を利用することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>その他町長が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>(原状回復の義務) 第11条 略</p> <p>(損害賠償の義務) 第12条 略</p> <p>(委任) 第13条 略</p>	<p>ができる。<u>この場合において、使用料の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(使用料の減免) 第9条 略</p> <p>(原状回復の義務) 第10条 略</p> <p>(損害賠償の義務) 第11条 略</p> <p>(委任) 第12条 略</p>
--	---

(湯梨浜町コミュニティー施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 湯梨浜町コミュニティー施設の設置及び管理に関する条例 (平成17年湯梨浜

町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、<u>町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>利用しようとする日の3日(湯梨浜町の休日を定める条例(平成16年湯梨浜町条例第2号)第1条第1項に規定する町の休日を除く。)前までに利用取消しの申出があったとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、コミュニティー施設を利用することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>その他町長が特に必要があると認めるとき。</u></p>	<p>(使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>町長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p>

(湯梨浜町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 湯梨浜町社会体育施設の設置及び管理に関する条例(平成16年湯梨浜町条例第100号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を同表の改正後

の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(使用料の不還付)</p> <p>第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) <u>利用しようとする日の3日（湯梨浜町の休日を定める条例（平成16年湯梨浜町条例第2号）第1条第1項に規定する町の休日を除く。）前までに利用取消しの申出があったとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、体育施設の施設等を利用することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>その他町長が特に必要があると認めるとき。</u></p>	<p>(使用料の不還付)</p> <p>第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) <u>利用前に利用取消しの申出があったとき。</u></p> <p>(2) <u>町長が特別の理由があると認めるとき。</u></p>

（湯梨浜町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 湯梨浜町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第143号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動項号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動項号（以下この条において「削除項号」という。）を削り、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下この条において「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項号を除く。）に改め

る。

改正後	改正前
<p>(利用許可の取消し)</p> <p>第10条 町長は、利用者が第7条各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。</p> <p><u>2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町長は、その責めを負わない。</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><u>(1) 利用しようとする日の3日(湯梨浜町の休日を定める条例(平成16年湯梨浜町条例第2号)第1条第1項に規定する町の休日を除く。)前までに利用取消しの申出があったとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、はわいトレーニングセンターの施設等を利用することができないとき。</u></p> <p><u>(3) その他町長が特に必要があると認めるとき。</u></p>	<p>(利用許可の取消し)</p> <p>第10条 町長は、利用者が第7条各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><u>(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、はわいトレーニングセンターの施設等を利用することができないとき。</u></p> <p><u>(2) 第10条の規定により利用許可を事前に取り消したとき。</u></p> <p><u>(3) その他町長が正当な理由があると認めるとき。</u></p>

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(湯梨浜町立小学校及び中学校使用料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の湯梨浜町立小学校及び中学校使用料条例第10条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
(湯梨浜町コミュニティー施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の湯梨浜町コミュニティー施設の設置及び管理に関する条例第10条の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
(湯梨浜町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の湯梨浜町社会体育施設の設置及び管理に関する条例第13条の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
(湯梨浜町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の湯梨浜町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例第13条の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。